

社会福祉法人丹生谷会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹生谷会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員会等への出席報酬等の支給)

第2条 役員等が役員会等へ出席したときは、別表1上段による報酬及び旅費規程別表2による交通費を支給する。ただし、理事長には、支給しないものとする。

(その他の業務に対する報酬等の支給)

第3条 役員等が役員会等への出席以外に、法人及び施設の運営のための業務に当たったときの報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 法人及び施設業務のために出勤したときは、別表1下段による報酬及び職員給与規程第14条の規定に準じた通勤手当を支給する。なお、この通勤手当は、勤務実態に応じて日割り計算とする。
- (2) 職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（日当、交通費、宿泊料、食卓料）を支給する。

(役員等の賞与及び退職手当)

第4条 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

(職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を直接役員等に支給する。

(支給日)

第7条 役員等への報酬等の支給日は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 第2条及び第3条第1項第2号の報酬等は、出席又は出張した都度、支給する。
- (2) 第3条第1項第1号の報酬等は、毎月末日に締め切り、翌月21日に支給する。ただし、その日が休日又は土曜日の場合は、その日前において最も近い休日又は土曜日でない日に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附則 1. この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

2. 旧社会福祉法人丹生谷会役員報酬規程（平成 17 年 4 月 1 日）は廃止する。

附則 1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 旧社会福祉法人丹生谷会役員報酬規程（平成 25 年 1 月 1 日）は廃止する。

別表 1

役員等の報酬

報酬の区分	日 額
評議員会、理事会、監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	一日 10,000円
	半日 5,000円
	その他、1時間当たり 1,250円